

狩猟への スタートガイド

兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課

令和8年4月1日

1. はじめに 狩猟を始めるには何が必要？

① **狩猟免許の取得** と ② **狩猟者登録** の2つが必要です。

しかし！！初めての方には分かりずらく

「どの免許を取ればいいのか」 「どうやって勉強すればいいのか」

「何から始めればいいのか」 **こういったお困り事がよく聞かれます。**



このガイドでは、初めてのの方が迷わず準備を進められるよう
狩猟開始までの流れを説明します。

2. 狩猟開始までの全体の流れ

狩猟を始めるまでの流れは次の**8ステップ**です。

① 狩猟方法を決める

② 狩猟免許試験の勉強方法を決める（講習会、自主学习）

③ 狩猟免許試験の申込み

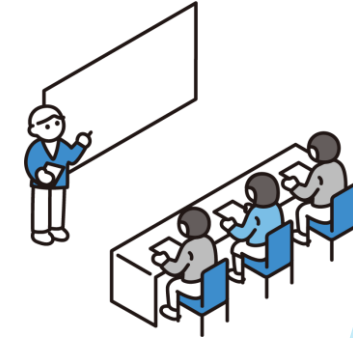
④ 狩猟免許試験を受ける（適性、筆記、実技）

⑤ 狩猟免許の取得

⑥ 猟具を準備する（銃・わな等）

⑦ 狩猟者登録をする（狩猟税の納付等）

⑧ 狩猟開始（法令、ルール遵守）



3. 免許の種類と選び方



網猟

鳥類を捕獲したい人（カモなど）

飛来、着地した鳥類を捕獲するイメージ



わな猟

シカやイノシシを捕獲したい人

くくりワナ、箱ワナを一般的に使用



第一種銃猟

鳥類から獣類まで全般的に捕獲したい人

散弾銃を主に使用



第二種銃猟

主に鳥類を捕獲したい人（カモなど）

空気銃を使用

※銃の所持許可証が必要

4. 狩猟免許試験の勉強について

有料

初心者講習会
(兵庫県猟友会)

- ・テキストの配布
 - ・技能試験の模擬演習
 - ・受講申請、受講料の支払いが必要
- 兵庫県猟友会 078-361-8127

自主学习

- ・参考図書などの教材で自主学习
- ・知り合いの狩猟者に教わる

注) 兵庫県では参考図書の斡旋や紹介などは行っておりませんのでご了承ください

知識試験の出題範囲 (参考)

- ・鳥獣の鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- ・狩猟鳥獣、猟具、狩猟期間等、狩猟免許制度、狩猟者登録制度
- ・狩猟鳥獣の捕獲が禁止又は制限される場所、方法、種類等
- ・鳥獣捕獲等の許可、鳥獣の飼養の登録並びに販売禁止鳥獣
- ・猟区、狩猟者の狩猟に伴う義務
- ・猟具に関する知識、猟具の種類、構造及び機能
- ・猟具の取扱い (注意事項を含む)
- ・鳥獣に関する知識、鳥獣に関する生物学的な一般知識
- ・狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の形態
- ・狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の生態
- ・鳥獣の保護及び管理に関する知識、鳥獣の保護及び管理の概要
- ・錯誤捕獲の防止
- ・鉛弾による汚染の防止 (非鉛弾の取り扱い上の留意点)
- ・人獣共通感染症の予防、外来生物対策など

5. 狩猟免許試験の申請について

必要な書類 兵庫県に住所を有する方のみ受験できます。

免許試験申請書

県ホームページから申請書をダウンロード後に印刷。

印刷後、必要事項を記入

書き方などの記入例は同ページにありますのでご参照ください。

収入証紙(電子納付は番号記載)

証明写真を貼付けする。

医師の診断書

銃の所持許可証でも可

兵庫県ホームページから診断書の様式をダウンロード後に印刷。

印刷後、歯科医以外の受信可能な病院で診断書を作成

内科や外科など指定はございません。

兵庫県では病院の紹介はしておりませんのでご了承ください。

収入証紙

兵庫県収入証紙
電子納付のいずれか

収入証紙売りさばき所で必要金額分の収入証紙を購入する

免許を取得する方 5,200円

免許を所持している方 3,900円

申請する免許ごとに上記の手数料が必要となります。

県ホームページに売りさばき所の場所を記載しております

県ホームページから電子納付でも支払えますのでご利用ください

証明写真

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm×横2.4cmの写真

裏面に氏名を記載

証明写真は免許試験申請書に貼付けし提出する

全ての書類を同封し申請期日までに特定記録郵便で郵送または持参

郵送先や持参場所は兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課宛

※受験資格や試験の期日、日程など詳細な情報は兵庫県ホームページでご確認ください



6. 狩猟免許試験当日のながれ

午前中

① 受付



② 知識試験



③ 適性検査



④ 知識試験及び適性検査の合格発表

※午前中の合格者のみ、午後からの技能試験へ

午後

⑤ 技能試験（猟具ごとに猟具の判別、架設、鳥獣の判別）



⑥ 試験終了後、結果は後日郵送

持ち物

- ・鉛筆またはシャープペン
- ・消しゴム
- ・受験票（紛失時は身分証明書）

7. 合格後の手続き

全免許共通事項

狩猟者登録

狩猟免許取得後、狩猟を行うには、毎年ごとに狩猟者登録が必要
手続き窓口はお住まいの各農林（水産）振興事務所

狩猟税の納付

狩猟を行うためには、定められた狩猟税を納付します
納付後に登録手続きが完了します。

物品の受領

登録完了後、狩猟者登録証
狩猟者記章、鳥獣保護区位置図などの資料を受け取ります。

猟具の購入

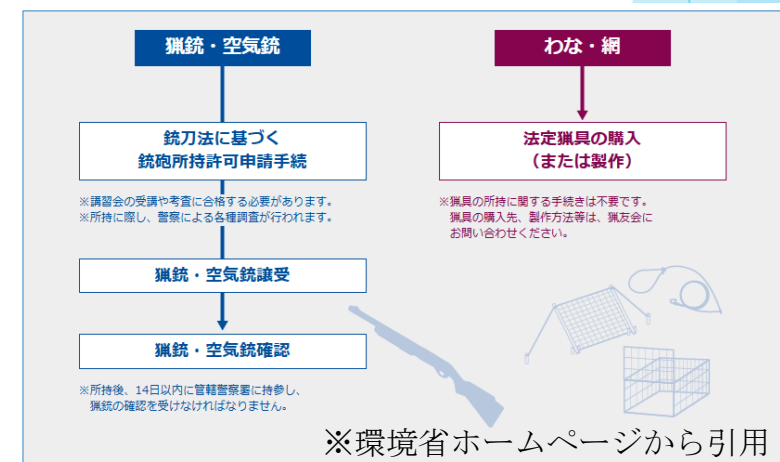
網猟やわな猟を行う場合は、必要な猟具を購入・準備します。
法令で定められた規格を遵守してください。

兵庫県立総合射撃場でわな猟、銃猟の初心者研修など実施していますのでご活用ください。

銃猟の場合

- ・ 銃砲所持許可申請（公安委員会）
- ・ 教習射撃など
- ・ 銃の購入・保管設備の準備など

銃猟の許可申請手続きに関しましては管轄の警察署にお問い合わせください。
また、猟具の購入先などの情報提供はしておりませんのでご了承ください。



8. お問い合わせ窓口

狩猟免許試験の申請について

兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課

電話番号：078（362）9084

ご対応時間：9：00～11：30 13：00～16：30

初心者狩猟免許講習会について

兵庫県 一般社団法人 兵庫県猟友会

電話番号：078（361）8127

試験会場の詳細や試験の申請期間など詳細な情報は県のホームページに掲載しております
狩猟免許試験の案内をご確認ください。また、狩猟のながれにも同様の内容が記載しております